

堺市上下水道事業管理者職務代理者の指定に関する規程
の一部を改正する規程

堺市上下水道事業管理者職務代理者の指定に関する規程（昭和50年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「局次長」を「局次長（企業経営担当）」に、本則第2号中「サービス推進部長」を「局次長（技術監理担当）」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。